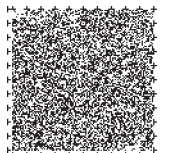


第1章 プランの策定にあたって

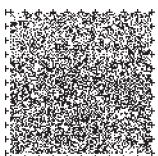
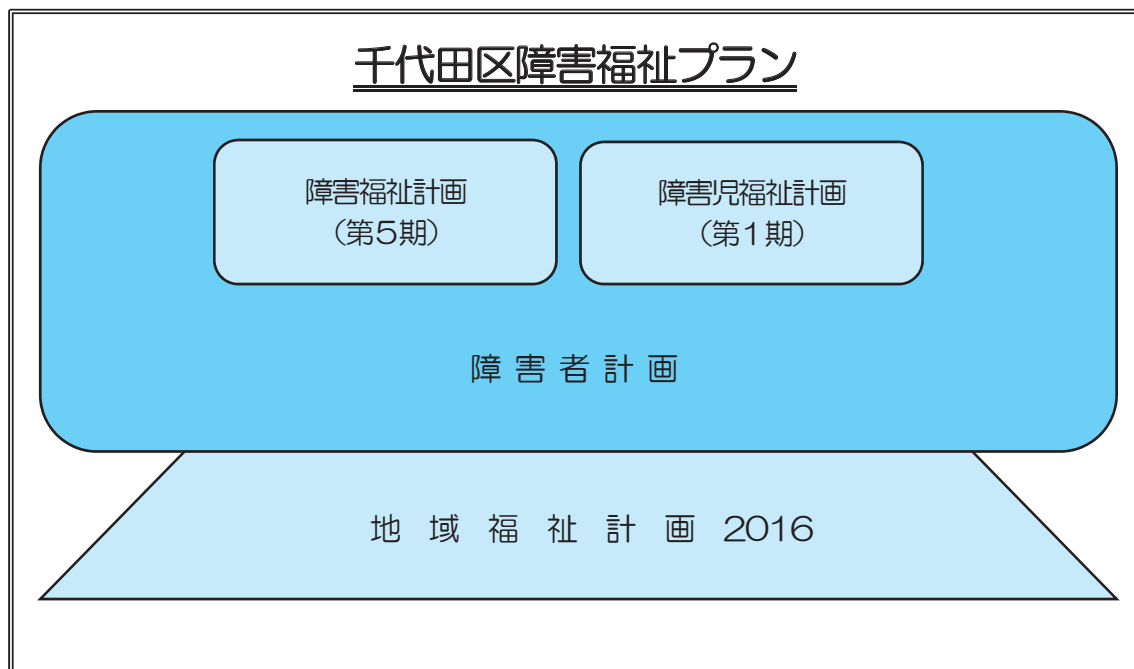


1 策定の趣旨

本区では、平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法、平成 24 年 6 月に制定された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉計画を、平成 19 年策定の第 1 期から平成 27 年策定の第 4 期まで実施してきました。

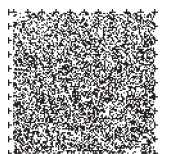
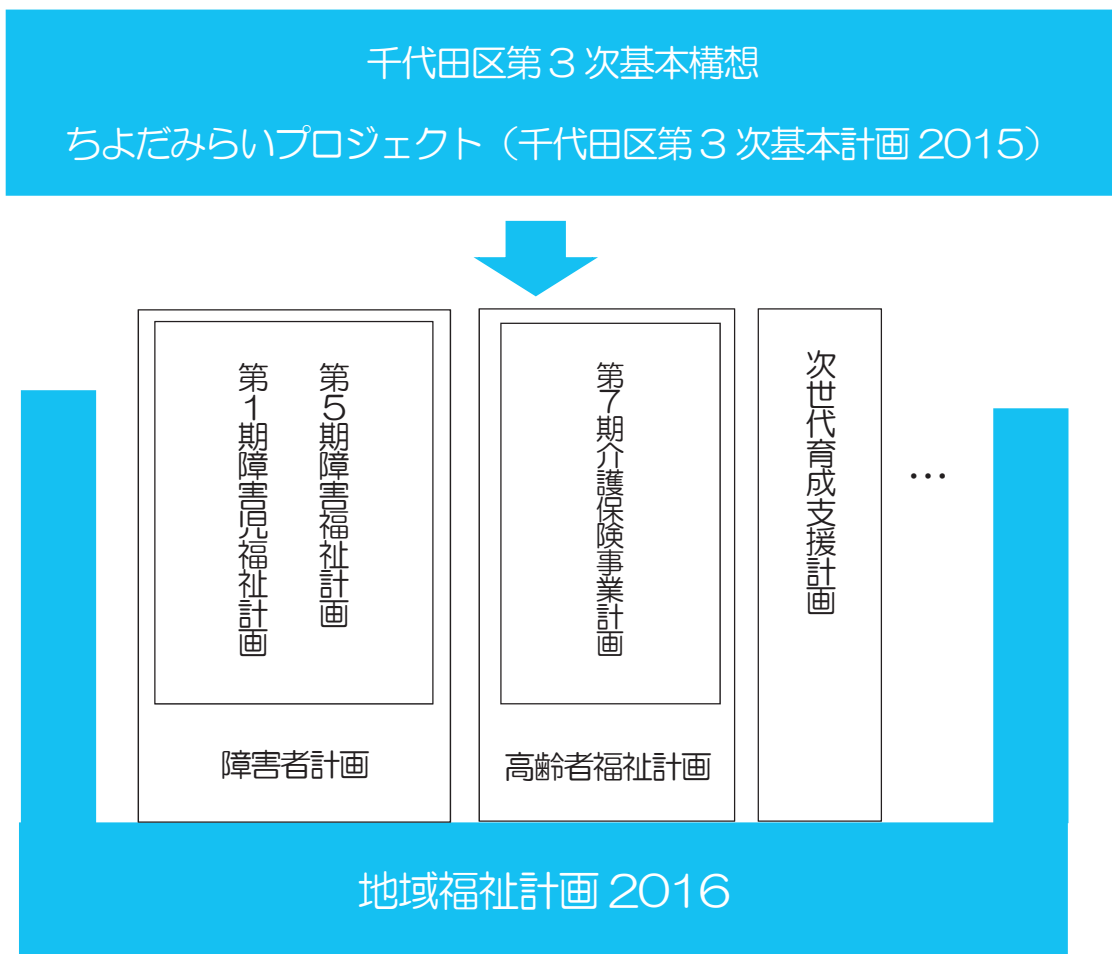
また、平成 29 年 3 月に、本区の新たな地域福祉計画として、障害者分野を含めた保健福祉の各個別計画を推進する上での基本的な考え方を示す「千代田区地域福祉計画 2016」を策定しました。

地域福祉計画 2016 で示された地域共生社会の理念を実現するため、障害者計画として障害等のある方に関する施策の基本的な方向性を示すとともに、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画として、千代田区障害福祉プランを策定します。



2 位置づけ

本プランは、「ちよだみらいプロジェクト」（千代田区第3次基本計画 2015）を上位計画とする千代田区地域福祉計画で示された考え方を基本とし、障害者基本法第11条第3項に基づく障害者計画として、本区の障害福祉施策についての基本的な方向性を示すと同時に、障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉計画及び改正児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）に基づく障害児福祉計画を定めるものです。

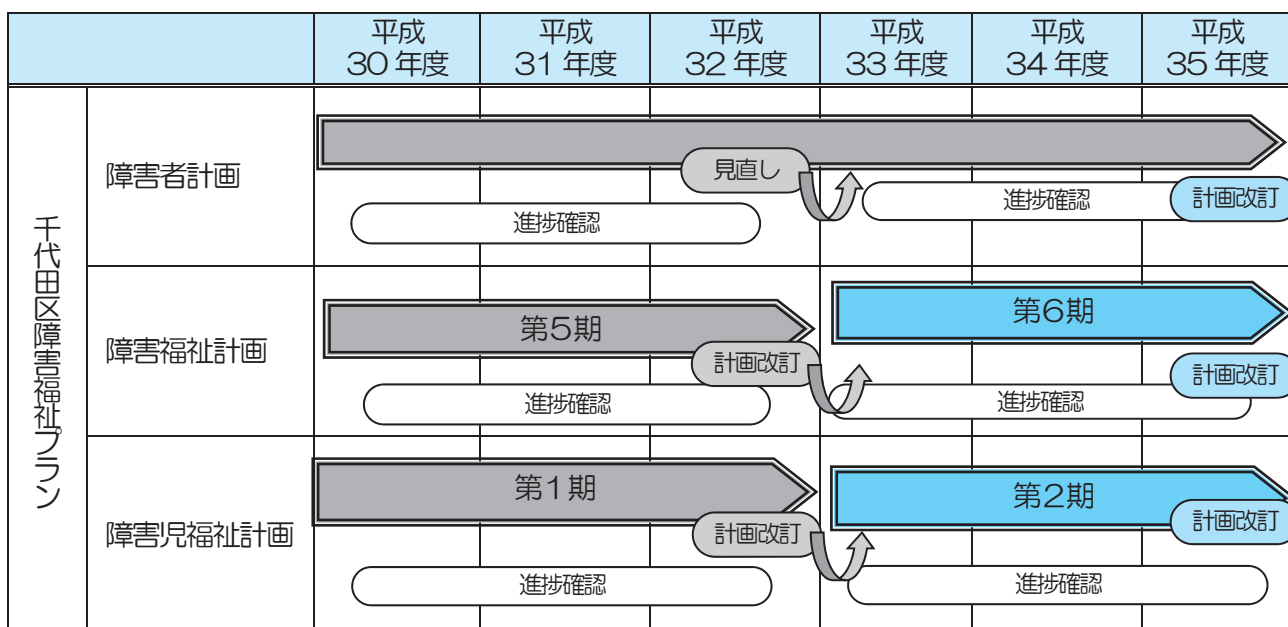


3 期間

本プランは、障害者計画としては、平成30年度から平成35年度までの6年間の計画とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画とします。

計画の進捗については、毎年度確認を行うとともに、障害福祉計画及び障害児福祉計画の改訂年度にあたる平成32年度には、両計画の進捗を踏まえ、両計画の改定と共に障害者計画としてもプラン全体の見直しを行います。

また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜見直しを行うものとします。



4 策定体制

本プランは、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、当事者及びその家族等で構成する「千代田区障害者支援協議会」において内容の検討を行うとともに、障害福祉サービス利用者等を対象に障害者福祉についての意識調査、関係団体等のヒアリング、パブリックコメントの結果を踏まえて策定しました。

千代田区障害者支援協議会は、障害者総合支援法に定める自立支援協議会と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法という。）に定める地域協議会の機能を併せ持った協議会です。当協議会において検討・確認された課題や意見は、本区の障害福祉施策に反映されます。

